



国労東北自動車支部

発 責
北山修司
編 責
教 宣 部
NO,41
2014.9.16

国労加入
で職場を
変えよう

第69 回定期地方大会
9月28日(日)～29日(月)
松島町ホテル大観荘



ルール違反ですよ！

私たち国労は、7月31日～8月1日に開催された第83回定期全国大会において第81回定期全国大会で決定した「組織拡大全国統一行動」の取り組み＝闘争指令第1号の継続を確認しました。

一方、東労組においては、半ば強制的に組合勧誘がされ、世話役活動をはじめ飲み会、レクリエーション等取り込みに必死です。

昨年、親会社であるJR東日本において一部の現場管理者が新入社員を特定労組に懲罰する事象が見られ問題となりました。

バス東北でもか？

東労組バス東北分会役員の中には「東労組でないバス社員になれない」と言って加入させているそうです。役員に聞いてみると「私も聞いたことがある。誰がそんなことを言っているのかわからない。」とのことですが、バス



社員採用の人事権は会社にあり、もし会社が特定労働組合への「利益誘導」を行えば不当労働行為です。東労組役員がこのようなことを言えば明らかにルール違反になります。

組合加入は本来、本人の自由意志ですし加入すれば生活給である賃金から組合費を払わなければなりません。加入は良く考えて決めるものです。

皆さん、コンプライアンスは守りましょう！

高速乗り合いバス 交代運転者の配置基準

昨年、スタートした新高速乗り合いバス制度について解説します。今回は昼行便についてです。これまでの乗務距離の上限(670km)が廃止され、原則一運行の実車距離500kmまで。ただし、運行途中で1時間以上の休憩(1回20分以上で分割可)または、当該運行直前に11時間以上の休息を確保している場合は600kmまで。1日の実車距離が500kmを超える仙台-弘前、仙台-新潟は注意が必要です。

①回送運行を含む運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行とします。



②1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合であって、当該休憩の直前及び直後に回送運行があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とします。

